

vol.53-01 (通算 598 号)

2023年4月号

# やどかり

2023年4月15日発行

(毎月1回15日発行)

1987年12月19日第三種郵便物認可

発行人 公益社団法人やどかりの里

代表者 増田 一世

〒337-0043 さいたま市見沼区中川562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円(含会費)

## 2023年度やどかりの里活動方針

# 総括所見（勧告）を実践に活かした活動づくり

## 誰も取り残さない地域を目指して

### I 私たちを取り巻く状況

2020年からのCOVID-19の世界的流行により、人と人との間に距離が求められ、マスク越しやオンラインでの会話が日常になって3年。ロシアのウクライナへの軍事侵攻は1年にも及び、原油高に光熱水費や食材などの物価高騰が止まらない。世界的パンデミックは行き過ぎた新自由主義、グローバル化がもたらした社会的諸問題をあぶり出し、看過できない問題が山積だ。

2023年2月、八王子市の滝山病院で医療従事者による入院患者への暴行事件が発覚し、NHKでも特集番組が組まれ関係者に衝撃が走った。同様の暴行事件は全国の精神科病院で相次いでいる。これらは氷山の一角に過ぎず、COVID-19感染拡大による大規模クラスターの発生、増え続ける身体拘束など閉鎖性が強く、差別的処遇が常態化した精神医療の構造的問題が露呈している。9月に国連障害者権利委員会から出された総括所見（勧告）では精神科医療について厳しく指摘され、非自発的入院による自由のはく奪を認めるすべての法規定を廃止するよう勧告している。人権問題としての精神医療改革は喫緊の課題だ。

司法においても人権裁判が続いている。2018年1月に仙台地裁から始まった優生保護法被害裁判。大阪高裁、東京高裁、熊本地裁、静岡地裁、仙台地裁では原告の訴えを全面的に受け止

め、旧優生保護法は憲法違反であり除斥期間の適用は著しく正義・公平の理念に反するとして国の賠償責任を認め、原告勝訴が続いている。障害のある人への差別、偏見を助長する法律を認めてきた国の責任は重い。国連の障害者権利委員会の総括所見では、日本の障害者制度が父権主義的であると警鐘を鳴らしている。津久井やまゆり園事件の背景には健常者優先主義、能力主義に基づく考え方があり、法的責任を追及するよう政府の責任を問うており、優生思想からの脱却を求めている。

2013年から3回にわたって生活保護基準が引き下げられ、2014年に全国29地裁で始まった生活保護基準引き下げ違憲訴訟。2023年2月、宮崎地裁は支給額の減額処分の取り消しを命じ、同年3月24日には青森地裁及び和歌山地裁に原告勝訴の判決を下した。そして、同年3月29日にさいたま地裁でも「勝訴」の判決が下った。「生活保護は生きる術。大事な制度だからこそ声を上げられなかった仲間のためにも、これから利用する人にも同じ思いをさせたくない」との原告たちの訴えを受け止める判決結果となった。

憲法施行から75年が経ち、戦争を放棄した日本だがこの国の先行きは極めて不穏だ。2023年1月の通常国会で、首相は施政方針演説で先送りできない課題として防衛力の強化を挙げた。2月には、2023年度からの5年間で防衛費を総額43兆円に増額するための防衛力強化資金を創設した。2022年12月に閣議決定した安